

令和4年3回定例会
藤崎町教育委員会議事録

| | | | |
|---|---|--------------|----------|
| 日 | 時 | 令和4年3月25日(金) | 午前10時00分 |
| 場 | 所 | 常盤生涯学習文化会館 | 視聴覚室 |

第3回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告

報告第2号 【専決事項】校長以外の県費負担教職員の異動内申について

6 議案審議

議案第 8号 藤崎町交流籍制度実施要項について

議案第 9号 藤崎町文化部活動の方針について

議案第10号 藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について

議案第11号 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について

議案第12号 藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について

議案第13号 藤崎町史編さん検討委員会設置要綱の廃止について

議案第14号 藤崎町史編さん準備委員会設置要綱の廃止について

議案第15号 藤崎町史編さん委員会設置規則について

議案第16号 教育財産の取得に係る入札について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

| | | | |
|----|------|----|----|
| 委員 | (1番) | 神 | 公子 |
| 委員 | (2番) | 加福 | 哲三 |
| 委員 | (3番) | 工藤 | 留美 |
| 委員 | (4番) | 工藤 | 優 |

教育委員会事務局

| | | |
|--------------------------|-----|----|
| 教育長 | 羽賀 | 義易 |
| 学務課長・給食センター所長 | 佐藤 | 康文 |
| 生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長 | 佐々木 | 泰人 |

事務局職員

| | | |
|---------|----|----|
| 学務課課長補佐 | 木村 | 文徳 |
| 学務課学務係長 | 猪股 | 辰博 |

午前9時55分 開会

◎羽賀教育長 ただいまから、令和4年第3回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を1番の神委員と4番の工藤優委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和4年3月25日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 続いて、「令和4年第2回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局） 令和4年第2回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和4年第2回定例会は、令和4年2月16日（水）午後1時30分常盤生涯学習文化会館 視聴覚室において開催されました。

欠席された委員はいませんでした。

議決事項として、議案第3号「県費負担教職員（校長）の異動内申について」、議案第4号「令和4年度藤崎町奨学基金奨学生について」、議案第5号「令和4年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」、議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（3月補正・令和4年度当初予算）」、議案第7号「藤崎町立小中学校の通学路に関する要綱について」が審議され可決されました。

第2回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので報告事項に入ります。

報告第2号【専決事項】「校長以外の県費負担教職員の異動内申について」説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 1ページをお開き下さい。

報告第2号「【専決事項】校長以外の県費負担教職員の異動内申について」

理由、校長以外の県費負担教職員の人事異動の内申について、報告するものがあります。3ページをお開き下さい。

「校長以外の県費負担教職員の異動内申一覧」であります。

主な異動について転出者では、3小学校の教務主任を務めていた先生方がそれぞれ南地方の小学校の教頭へ昇進しております。また、藤崎中学校の長内教頭が平

賀西中学校の教頭へ異動となります。

転入者では、明徳中学校の教頭に第五中学校の藤田教諭が着任されます。

また転任者等として明徳中学校の谷川教頭が藤崎中学校の教頭へ異動となります。なお、町としては異動の対象者とは取り扱わないのですが、常盤小学校の渡邊美咲教諭ですが、常盤小学校に籍を置いたまま県総合学校教育センターの研究員へと転出となっております。

報告第2号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりましたが、私の方から補足説明で常盤小学校の渡邊美咲先生は常盤小学校に籍を置いたまま県総合学校教育センターの研究員へと2年間キャリアを積むということとなっております。

何かご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案審議に入ります。

議案第8号「藤崎町交流籍制度実施要項について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 4ページをお開き下さい。

議案第8号 藤崎町交流籍制度実施要項について

理由 青森県教育委員会が実施する交流席制度について必要な事項を定めるものであります。6ページをお開き下さい。藤崎町交流籍制度実施要項（案）であります。この要綱は県教育委員会が障害のある人とない人が共に学び合い、共に支え合う「共生社会」の実現を目指し行っている交流籍制度について町の手続き上必要な事項を定めたものとなっております。

交流籍制度とは、県立の特別支援学校に在籍する藤崎町に居住の児童生徒が、町立小中学校と交流することで、国語や算数・数学などの教科学習や給食などの日常生活、運動会や学習発表会などの学校行事を想定しているものです。

議案第8号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりましたが、交流籍制度と私も耳慣れない言葉であります。今説明があったとおり我が町から県立の特別支援学校に通っている子ども達が、籍は町立の学校ではないけれども、将来的には地域に戻って生活していくので、地域の子供達と交流を持たせようとするための実施要項であると理解しております。何か疑問に思う点や心配になる点等ございますか。

◎榊委員 いつから実施されるのですか。

◎木村学務課長補佐（事務局） これについてはもう事業実施してございます。現在県

で実施している事業であります。来年度から町でもこのような要項の定めが必要だということで制定するものであります。実務としては、現在県と学校がやり取りしているものであります。

◎羽賀教育長 今までもやっけてはいるのですが、何かあった時のために制定するものです。

◎加福委員 今の説明で前からやっけているということで、藤崎では今までやっけていないということでしょうか。

◎木村学務課長補佐（事務局） 回数は多くありませんが藤崎小学校の実績があります。年1、2回程度と聞いております。

◎加福委員 子ども達は直ぐに仲良くなり良いことなんでしょうけど、保護者の方が抵抗があり素直に交流できるか不安を感じるころです。

◎榊委員 保護者の希望ということによろしいでしょうか。

◎木村学務課長補佐（事務局） そのとおりです。希望者だけです。

◎榊委員 特別支援学校に通わせているお子さんの保護者がこういう制度があることがわかっていて、そういうのがあれば将来的には地域との関わりをもたせたいからという気持ちになった時にお願する形なんですね。

◎木村学務課長補佐（事務局） 特別支援学校さんの方で希望を募ってという形になります。

◎羽賀教育長 町の教育委員会が我が町の子が特別支援学校に通っているの、例えば常盤小学校に働きかけて事業をやるのではなく、特別支援学校の方がこういう事業があるのでと周知して要望があれば、常盤小学校に連絡があり調整がつけば交流しましょうとながれになると思われす。

◎木村学務課長補佐（事務局） 町の教育委員会に連絡はありますが、書類のやりとりの実績は無く、学校を通して連絡調整しています。

◎羽賀教育長 事業のねらい・趣旨はよく分かりますが、それぞれに事情があると思われすので、調整しながらということになると思われす。

◎工藤優委員 私が女鹿沢小学校に勤務していた時、近くの学区に浪岡養護学校がありその時こういう交流籍制度というものは無かったのですが、外出できる子に限って女鹿沢小学校運動会に招待して簡単なゲームのようなものには参加させたり、餅つき会に来て餅つきをしたり食べたりそういうのを経験しました。健常の子も達にも心の教育になると思って観ていました。浪岡養護学校の子も達も目を輝かせて非常に良い効果があり良いことだと思われす。

◎羽賀教育長 インクルーシブ教育の一環だと思われ、健常者にしても障がい者にしても共存していくためのひとつの制度というふうに理解しております。

他にご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第8号「藤崎町交流籍制度実施要項について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第8号を原案のとおり承認します。

続いて、『議案第9号 藤崎町文化部活動の方針について』を議題とします。

説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局） 12ページをお開き下さい。

議案第9号 藤崎町文化部活動の方針について

理由 藤崎町文化部活動の方針を制定するため提出するものであります。

14ページをお開き下さい。藤崎町文化部活動の方針（案）であります。

15ページをお開き下さい。本方針の策定趣旨であります。冒頭記載してありますとおり、文化庁から示された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県教育委員会から示された「青森県文化部活動の指針」に則り、当町の実情を踏まえるとともに、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して策定したものです。

内容については「1 適切な運営のための体制整備」、「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「3 適切な休養日等の設定」、「4 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備」、「5 学校単位で参加する大会等の見直し」となっております。

「1 適切な運営のための体制整備」においては学校における適切な体制整備について、「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」においては、部活動の指導者が留意すべきこと等について、「3 適切な休養日等の設定」においては、基本的に週2日以上休養日を設けること、「4 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備」においては、児童生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しめる環境作りについて、「5 学校単位で参加する大会等の見直し」においては文化部活動の取組が指導者の過度な負担とならないよう配慮することが記載されています。

議案第9号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 スポーツの部活動の方針はあるのですか。

◎木村学務課長補佐（事務局） 昨年の1月にスポーツの部活動の方針を定めております。

◎加福委員 先にスポーツの部活動の方針を定めて今回文化部活動の方針を定めたのですね。わかりました。

◎羽賀教育長 他にないでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、「議案第9号 藤崎町文化部活動の方針について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第9号を原案のとおり承認します。

続いて、「議案第10号 藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」と「議案第11号 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」については関連があることから一括して審議することとします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

19ページをお開き下さい。

議案第10号 藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について

理由 藤崎町教育委員会表彰規則を改正する必要があるため提出するものであります。

23ページをお開き下さい。藤崎町教育委員会表彰規則新旧対照表であります。内容としては被表彰者に係る推薦者について所管するものが変わったことから該当する推薦者に変更するものであります。

24ページを御覧下さい。

議案第11号 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について

理由 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱を改正する必要があるため提出するものであります。

27ページをお開き下さい。

藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱新旧対照表であります。

今回の改正は小中学生の表彰基準に、「ただし、特別な事情などにより県単位での地区予選が開催されない場合はこの限りではない」との一文を付け加えたものです。経緯としては本年度の表彰者を審査する段階で新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため県レベルの地区予選を開催せず推薦により東北大会又は全国大会へ出場し優秀な成績を収めた児童生徒等がいたため、今後もこのような事態に備えるため改正

するものです。

議案第10号・11号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎加福委員 小学校を削除したのは小学校の体育大会が無いからということでよろしいでしょうか。

◎木村学務課長補佐（事務局） 小学校には体育連盟が無いことにより削除したものであります。

◎加福委員 わかりました。

◎羽賀教育長 他にございませんか。

◎榊委員 小学校の柔道の全国大会をしないというニュースがありました。勝利至上主義でやってはいけない危険な技をかけたことが理由で柔道連盟が決定したそうです。小学校の時期は発育期で非常に大切な時に勝つことだけを目的に指導するコーチや保護者がいることが理由とのこと。有名な選手も小学生の全国大会を中止するのは賛成だという人が多く、そういう方向に行くのかと思っ
ているところであります。今後、他の競技にも波及してくると、このような規定にも影響してくるのではないかと思ひ聞いておりました。世界的に見ても小学生の全国大会というのは少ないということでした。

◎工藤優委員 何年も前になりますが県卓球連盟主催の卓球大会を経て全国大会に出場し全国3位になり、町の教育委員会表彰を受けた小学生もいました。ミニバスケットボール連盟や卓球連盟が主催する全国大会もあり、卓球で言えば道場
で出場するのが普通ですが、青森と熊本、岐阜、長野は学校名で出場している状況もあるので、小学校が抜けるというのが少し感じる
ところがあります。

◎羽賀教育長 いずれの話はありますが、教育委員会の表彰規則では被表彰者の推薦者が変わる
こととなります。また、本来であれば各種地区大会、県大会、東北大会を経て全国大会に出場するというのが、コロナより県大会が無くなり東北大会、全国大会に出場する
場合もありましたので、特別な事情という文言を付け加えていきたいという議案
であります。ご質問等ございますか。

皆さんいかがでしょうか

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、「議案第10号 藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」と「議案第11号 藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第10号と議案第11号を原案のとおり承認します。

続いて、議案第12号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

29ページをお開き下さい

議案第12号 藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について

理由 学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、藤崎町立小・中学校学校医について委嘱するため、提出するものであります。

31ページをお開きください。

藤崎町立小・中学校学校医名簿であります。

14番大平恵理子氏が新任となり常盤小学校・明德中学校を担当します。その他の方は令和3年度から引き続き担当していただくこととなります。

議案第12号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第12号「藤崎町立小・中学校学校医の委嘱について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第12号を原案のとおり承認します。

続いての審議ですが、議案第13号「藤崎町史編さん検討委員会設置要綱の廃止について」から議案第15号「藤崎町史編さん委員会設置規則について」についてまでは、互いに関連があることから、一括して審議することとします。

説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

それでは説明させていただきますが、まず、一連の議案についてですが、先月予算の説明でもしましたが、合併20周年に向けて、令和7年度に町史を編さんすることになり、体制整備が必要になるため提出するものです。メインとなるのは38ページ議案第15号「藤崎町町史編さん委員会設置規則」となります。

40ページをお開き下さい。藤崎町町史編さん委員会設置規則（案）になります。所掌事務や委員の人数、事務局等について記載されており、任期は令和8年3月31日までとなっております。

32ページ議案13号「藤崎町史編さん検討委員会設置要綱の廃止について」と

35ページ議案第14号「藤崎町史編さん検討委員会設置要綱の廃止について」は今回議案15号により編さん委員会が設置されることにより統合廃止するものがあります。

議案第13号から議案第15号について以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎佐々木生涯学習課長

平成17年に合併して新しい藤崎町ができましたが、それぞれ旧藤崎町、旧常盤村で町史・村史があり取扱いしておりました。旧藤崎町については平成7年まで、旧常盤村は平成6年までしか整備されていなかったもので、その補足部分の追加と合併してから20年の節目となる令和7年までの部分を作る作業をするものであります。イメージとして150ページ位の冊子を想定しております。今後は、専門の業者の意見を聞きながら町史編さん委員と一緒に業務を新年度から進めて行く予定でございます。

◎羽賀教育長 補足説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第13号から議案第15号を原案のとおり承認することにします。

続いて、議案第16号「教育財産の取得に係る入札について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）

41ページをお開き下さい

報告第16号 教育財産の取得に係る入札について

理由 令和4年度4月発注に係る入札について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき提出するものであります。

43ページをお開き下さい。

教育財産の取得に係る入札についてであります。

<学務課・工事関係>

工事名 常盤小学校プールろ過装置ろ材取替工事

入札日 令和4年4月22日（予定）正式日程は4月以降に決定

入札方法 指名競争入札

予算額 1,760,000円（税込み）

工期 契約締結の日から令和4年6月28日まで

工事内容 ろ材交換一式、ろ材処分

議案第16号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第16号「教育財産の取得に係る入札について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 ないようですので、議案第16号を原案のとおり承認します。

以上で、本日の会議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

課長補佐 木村 文徳

閉会時間 午前10時55分

教育長 羽賀 義易

1番 榊 公子

4番 工藤 優